

添付書類一覧

(1) 旧名義人生存の場合（売買・贈与等）

旧名義人	印鑑証明
新名義人	印鑑証明 又は、住民票

(2) 旧名義人死亡の場合

旧名義人	除籍謄本 遺産分割協議書 又は、相続同意書（但し法定相続人全員の署名捺印のうえ印鑑証明添付のこと）
新名義人	印鑑証明 又は、住民票

(3) 旧名義人死亡の場合（相続人以外の第三者への売買）

旧名義人	除籍謄本 売買同意書 （但し法定相続人全員の署名捺印のうえ印鑑証明添付のこと）
新名義人	印鑑証明 又は、住民票

令和 年 月 日

未登録家屋名義変更届

枚方市長 殿

新名義人 住所 _____

氏名 _____ (印)
(電話番号 _____)

旧名義人 住所 _____

氏名 _____ (実印)
(電話番号 _____)

下記物件につき、家屋補充課税台帳に登載されている所有者の変更を申請します。
なお、今後本件に係る問題が生じた場合は当事者双方にて解決し、市に迷惑をかけることを誓約します。

・名義変更の理由
_____ (例……売買・贈与・相続等)

・家屋表示

町名 (枚方市)	地番	種類	構造	床面積 (㎡)

新名義人共有者

氏名	持分	住所	印

旧名義人共有者

氏名	持分	住所	実印

未登録家屋の名義変更について

平素は当市の課税業務に格別のご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、登記簿に登載されている家屋（登記済家屋）に係る固定資産税については、売買・相続等により所有権移転があった場合、その登記手続きが完了すれば、法務局からの通知にもとづき、賦課期日現在の所有者に課税されることになります。

しかし、登記簿に登載されていない家屋（未登録家屋）の所有権移転については、家屋補充課税台帳に登録されている所有者（旧所有者）から申請がないかぎり、所有権の異動が確認できず、所有権の移転後も旧所有者に課税される場合があります。

したがって、未登録家屋について所有権移転された場合、できるだけ早く添付書類を添え、この「未登録家屋名義変更届」を提出くださるようお願いします。

この届を提出していただきましたら、登記済家屋と同様に翌年度より新所有者に課税されることとなります。